

議案第34号

教育長の臨時代理による事務の承認について

(教育委員会専決規程中改正)

教育委員会専決規程の改正について、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、臨時に事務を代理したので承認されたい。

令和8年8月13日提出

横須賀市教育委員会

教育長 生 田 研 一

第1条中「副教育長、部長（）」を「部長（）」に、「副教育長等」を「部長等」に改める。

第2条中「副教育長等」を「部長等」に改める。

第4条中「、副教育長に事故があるとき又は欠けたときは当該事案を所掌する部長が」を削る。

第5条及び第6条中「副教育長等」を「部長等」に改める。

別表第1中

「

副 教 育 長	部 長
	簡易事項
重要事項（教育長が指定する事項に限る。）	一般事項
重要事項（教育長が指定する事項に限る。）	一般事項
	全般
	課長

「

部 長
簡易事項
一般事項
一般事項
全般
課長
疑義又は裁量の余地のあるもの

を

に

	疑義又は裁量の余地のあるもの	
	1 申請に対する処分に関する審査基準及び標準 処理期間並びに不利益処分に関する処分基準の設定 2 聴聞、弁明の機会の付与及び公聴会の実施	1 申請に対する処分に関する審査基準及び標準 処理期間並びに不利益処分に関する処分基準の設定 2 聴聞、弁明の機会の付与及び公聴会の実施
	疑義又は裁量の余地のあるもの	疑義又は裁量の余地のあるもの

改める。

別表第2第1項の表中

副 教 育 長	部 長	部 長
副教育長	部長、課長	部長、課長
副教育長	部長、課長	部長、課長
副教育長	部長、課長	部長、課長
副教育長	1 部長、課長 2 附属機関の委員等	1 部長、課長 2 附属機関の委員等

副教育長	1 部長、課長 2 附属機関の委員等
	係長又は主査以下の職員
	職により任命する委員及び特別職の非常勤職員（附属機関の委員を除く。）の任免
	全般

を

1 部長、課長 2 附属機関の委員等
係長又は主査以下の職員
職により任命する委員及び特別職の非常勤職員（附属機関の委員を除く。）の任免
全般

に

改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

（提案理由）

副教育長の職の廃止に伴う所要の条文整備のため

(参照)

教育長に委任する事務等に関する規則（抜粋）

(委任の範囲)

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(中略)

(3) 教育委員会規則及び教育委員会訓令の制定又は改廃に関すること。

(中略)

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、前条各号に掲げる事項について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の教育委員会会議に報告し、その承認を得なければならない。

旧	新
(総則) 第1条 教育委員会事務局の<u>副教育長</u>、部長(担当部長を含む。以下同じ。)、課長(担当課長を含む。以下同じ。)並びに教育機関(横須賀美術館を除く。)の組織及び出先機関の長(以下「<u>副教育長</u>等」という。)は、別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところにより、その所掌事務について専決することができる。	(総則) 第1条 教育委員会事務局の部長(担当部長を含む。以下同じ。)、課長(担当課長を含む。以下同じ。)並びに教育機関(横須賀美術館を除く。)の組織及び出先機関の長(以下「<u>部長</u>等」という。)は、別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところにより、その所掌事務について専決することができる。
(専決事項) 第2条 <u>副教育長</u>等は、別表第1から別表第3までに定める決裁事項について、専決することができる。	(専決事項) 第2条 <u>部長</u>等は、別表第1から別表第3までに定める決裁事項について、専決することができる。
(代決) 第4条 特に至急に処理しなければならない事案について、<u>副教育長に事故があるとき又は欠けたときは当該事案を所掌する部長が</u>、部長に事故があるとき又は欠けたときは当該事案を所掌する課長、中央図書館長、博物館運営課長又は教育研究所長が、課長、中央図書館長、博物館運営課長及び教育研究所長に事故があるとき又は欠けたときは当該事案を所掌する係長又は主査(北図書館長、南図書館長、児童図書館長及び万代会館長を含む。)が、それぞれの事案を代決することができる。 2 前項により代決した事案については、事後において決裁権者に報告し、又はその閲覧を受けなければならない。	(代決) 第4条 特に至急に処理しなければならない事案について、部長に事故があるとき又は欠けたときは当該事案を所掌する課長、中央図書館長、博物館運営課長又は教育研究所長が、課長、中央図書館長、博物館運営課長及び教育研究所長に事故があるとき又は欠けたときは当該事案を所掌する係長又は主査(北図書館長、南図書館長、児童図書館長及び万代会館長を含む。)が、それぞれの事案を代決することができる。 2 前項により代決した事案については、事後において決裁権者に報告し、又はその閲覧を受けなければならない。
(類推による適用) 第5条 <u>副教育長</u>等は、別表に掲げられていない事項であっても、その性質が軽易に属し、専決事項に準じて処理することが適当と類推されるものについては、教育長の承認を得て専決することができる。	(類推による適用) 第5条 <u>部長</u>等は、別表に掲げられていない事項であっても、その性質が軽易に属し、専決事項に準じて処理することが適当と類推されるものについては、教育長の承認を得て専決することができる。
(専決事項の移譲) 第6条 <u>副教育長</u>等は、教育長の承認を得て、その専決事項の一部を所属職員に専決させることができる。	(専決事項の移譲) 第6条 <u>部長</u>等は、教育長の承認を得て、その専決事項の一部を所属職員に専決させることができる。

旧				新			
別表第1(第2条関係)				別表第1(第2条関係)			
共通事務(庶務事項)				共通事務(庶務事項)			
決裁区分 専決事項	副教育長	部長	課長	決裁区分 専決事項	部長	課長	
要綱等の 改正		簡易事項		要綱等の改正	簡易事項		
協定書、 覚書等の 締結	重要事項(教 育長が指定 する事項に 限る。)	一般事項		協定書、覚書 等の締結	一般事項		
申請、報 告、届 出、通 知、照 会、回 答、進達 等	重要事項(教 育長が指定 する事項に 限る。)	一般事項	簡易事項	申請、報告、 届出、通知、 照会、回答、 進達等	一般事項	簡易事項	
報告、届 出等の受 理			全般	報告、届出等 の受理		全般	
帳票の作 成		全般		帳票の作成	全般		
閲覧及び 証明			1 公簿公文書等の閲覧 2 定例的証明書の交付	閲覧及び証明		1 公簿公文書等の閲覧 2 定例的証明書の交付	
事務引継		課長	所属職員	事務引継	課長	所属職員	
個人情報 の開示請 求及び訂 正請求に 対する諾 否の決定		疑義又は裁量の余地のあるもの	疑義又は裁量の余地のないもの	個人情報の開 示請求及び訂 正請求に対す る諾否の決定	疑義又は裁量の余地のあるもの	疑義又は裁量の余地のないもの	
				行政手続	1 申請に対する 処分に関する審 査基準及び標準 処理期間並びに 不利益処分に関 する処分基準の 設定 2 聴聞、弁明の 機会の付与及び 公聴会の実施		

旧				新		
行政手続		1 申請に対する処分に関する審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分に関する処分基準の設定 2 聴聞、弁明の機会の付与及び公聴会の実施		公文書の公開請求に対する諾否の決定	疑義又は裁量の余地のあるもの	疑義又は裁量の余地のないもの
公文書の公開請求に対する諾否の決定		疑義又は裁量の余地のあるもの	疑義又は裁量の余地のないもの	注 1 課長には、中央図書館長、博物館運営課長及び教育研究所長を含む。 2 「要綱等の改正」の項の簡易事項とは、要綱等における単価若しくは様式の改正又は条文整備等をいい、改正を行う場合は、教育総務部長に合議すること。		
注 1 課長には、中央図書館長、博物館運営課長及び教育研究所長を含む。 2 「要綱等の改正」の項の簡易事項とは、要綱等における単価若しくは様式の改正又は条文整備等をいい、改正を行う場合は、教育総務部長に合議すること。						

旧				新			
別表第2(第2条関係)				別表第2(第2条関係)			
共通事務(人事事項)				共通事務(人事事項)			
1 教育委員会事務局				1 教育委員会事務局			
決裁区分 専決事項 副教育長		部長	課長	決裁区分 専決事項		部長	課長
休暇・欠勤承認	副教育長	部長、課長	所属職員	休暇・欠勤承認		部長、課長	所属職員
遅参・早退・その他 サービス承認	副教育長	部長、課長	所属職員	遅参・早退・ その他サービス承認		部長、課長	所属職員
週休日の振替・代休日の指定	副教育長	部長、課長	所属職員	週休日の振替・代休日の指定		部長、課長	所属職員
時間外勤務・休日勤務・夜間勤務命令			所属職員	時間外勤務・休日勤務・夜間勤務命令			所属職員
市内出張命令(注2参照)	副教育長	1 部長、課長 2 附属機関の委員等	所属職員	市内出張命令(注2参照)	1 部長、課長 2 附属機関の委員等		所属職員
市外出張命令(注2参照)	副教育長	1 部長、課長 2 附属機関の委員等	所属職員	市外出張命令(注2参照)	1 部長、課長 2 附属機関の委員等		所属職員
海外出張命令(注3参照)		係長又は主査以下の職員		海外出張命令(注3参照)	係長又は主査以下の職員		
任免		職により任命する委員及び特別職の非常勤職員(附属機関の委員を除く。)の任免	会計年度任用職員の任免	任免	職により任命する委員及び特別職の非常勤職員(附属機関の委員を除く。)の任免		会計年度任用職員の任免
				特殊な身分証明書の交付	全般		
				(2項以下略)			

旧				新
特殊な身分		全般		
証票の交付				
(2 項以下略)				